

令和6年11月14日

佐渡市長
渡 辺 竜 五 様

佐渡市教育委員会
教育長 香 遠 正 浩

スポーツ・文化関係事務の移管に対する教育委員会の意見について

スポーツ・文化関係事務の市長部局への移管については、教育委員会で検討した結果、今年度の世界文化遺産登録を契機に佐渡の文化、スポーツ、自然等のあらゆる資源を最大限に活用していくという方針については賛同いたします。市長部局、教育委員会の組織の壁を乗り越え、市全体を挙げて一丸で取り組むべきことであり、佐渡市の更なる発展のために必要なことと考えます。

その上で、次の事項について意見及び要望を付しますので、十分にご留意いただきますようお願いいたします。

1. 文化、スポーツ、自然（ジオパーク）の運用に際しては、活用だけで終わることなく、それ自体の更なる充実や発展に資するよう、活用と同時にしっかりと保存・継承を行い、活用と保存の往還を大事にした取組を進めていただきたい。
2. 親子人形芝居教室やジュニア学芸員講座、佐渡学セミナーやジオパーク市民講座、小学校でのジオクラブ、中学校でのジオ部を含めた出前授業、親子スポーツ教室やスポーツ体験教室など、これまで積み上げてきた地域活動や教育活動に配慮して、適切に運用していただきたい。
3. 学校部活動の地域移行（展開）は過渡期にあり、学校との密な連携が欠かすことができないことから、引き続き教育委員会が率先し、かつ市長部局移管後も教育委員会とスポーツ・文化担当部署が相互の連携・協力のもとに推進が図られる体制の構築をお願いしたい。
4. スポーツ国際交流員（SEA）は県内でも初の取組であり、現在、部活動や佐渡市地域クラブ活動での指導、保育園児等との交流活動を中心に活動している。スポーツを通じた活動ではあるが、学校の教育活動との連携や国際理解教育に資する取組であるため、引き続き教育委員会が所掌していくべき。一方で、スポーツ振興や国際交流イベント等、市長部局との密な連携を図っていくことは必要である。

5. 体育施設の貸出、公民館スポーツ大会等の地域や市民に身近な各地区教育事務所で
行っている業務などは、市民に混乱や不便が生じないように運用していただきたい。
6. スポーツ・文化施設については、その管理や運営にあたっては、公民館活動への協力
をはじめとする社会教育の理念の反映や学校教育活動への配慮等が十分になされるよ
う、適切に管理いただきたい。
7. 博物館の管理や運営にあたっては、関係法令に則り適切に対応するとともに、学芸員
の適切な配置及び育成に努めること。また、施設、設備、組織編制等の基本的事項につ
いては、教育委員会の意見を聴くなどの教育委員会の関与を担保いただきたい。
8. 文化財の管理や運営にあたっては、積極的な活用を図るとともに、その魅力・価値を
失わないよう、文化財保護審議会を維持し、適切な修繕等の維持・管理を行っていただ
きたい。

以 上